

平成24年1月吉日

会 員 各 位

大阪府中小企業団体中央会
会 長 岡 本 檜 雄

『大阪府中央会スーパーJプラン・Jプラン』から
『全国中央会スーパーJプラン・Jプラン』への移行について（ご案内）

謹啓 新春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は中央会の事業運営に格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中央会では、企業の役員・従業員の万一の事故に備えるための共済制度の1つとして、中央会の会員団体及びその所属事業者のための『大阪府中央会スーパーJプラン・Jプラン（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）』の取り扱いを平成17年7月より始め、現在多数の皆様にご加入を頂いているところでございます。

他方、上部団体である全国中小企業団体中央会では、既存の休業補償制度をさらに拡充させた制度として平成22年10月より『業務災害補償制度』を実施しており、制度の内容等がほとんど変わらないことから、大阪で実施している既存の制度は本年3月1日の満期をもって終了させ、全国中央会の制度（下記参照）へ移行させることとなりました。

従いまして、これまでの『大阪府中央会スーパーJプラン・Jプラン』は『全国中央会スーパーJプラン・Jプラン』に名称を変え、割引率も37%から42.6%となり、さらに有利な制度としてご利用頂けることとなります。

つきましては、現在ご加入頂いております皆様には、移行への速やかな手続きをお願い申し上げますとともに、未だご加入頂いていない皆様へも本制度へのご加入についてご検討を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 敬白

記

【制度の詳細】

- (1) 保険契約者 : 全国中小企業団体中央会
契約者代理人 大阪府中小企業団体中央会
- (2) 加入者 : 大阪府中央会の会員事業者（事業者単位での加入）
- (3) 被保険者 : 会員事業者及びその役員・従業員
- (4) 保険期間 : 23年10月1日から24年10月1日の1年間
現行加入者は、24年3月1日付で中途加入。
- (5) 割 引 : 割引率最大42.6%
- (6) 払込回数 : 現行制度の運営を変更する必要はありません
- (7) 集金方法 : 集金代行会社による口座振替
- (8) 制度運営費 : 1加入申込票あたり月500円、年間6,000円
を制度運営費として本会にお支払いただきます。制度開始以降、年1回、1年分をまとめてお支払い頂く予定です。
- (9) 保険会社 : 三井住友海上火災保険株式会社

以上